

第5章 推進体制の整備

本計画の実施にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など広範分野や、国、道、関係団体などとの密接な連携のもとに、障がい者施策の総合的・効果的な推進を図る必要があります。障がい者のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するためには、最も障がい者の生活に密着している保健・医療、福祉をはじめとした関係分野の連携と関係機関のネットワーク化が重要です。

第1節 庁内体制の整備と連携

障がい者の方に不便や不安を感じることをないように、職員の接遇の向上を図るとともに、バリアフリー化のための施設整備を進めていきます。また、来庁者が最初に訪れた窓口ですべての用事が済むよう、関係各課との連携を図りながら、総合的に対応していきます。

第2節 推進体制の整備

高度情報化、少子化、核家族化の進展などにより、隣人関係や地域での人間関係も気薄になりつつあります。居住する人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域社会を作るためには、村民一人ひとりの自主的な福祉活動の実践が求められています。そのため、すべての人が、可能な限りすみなれた家庭や地域で安心して暮らしつづけられるよう、思いやりとぬくもりのある地域社会の形成をめざし、支えあいの体制を実行します。

1 民間との連携と地域福祉の推進

福祉サービスの提供や福祉のまちづくりでは、民間企業等の協力が不可欠であり、障がい者団体、社会福祉協議会、病院、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

2 地域福祉の推進

福祉活動の中核となる社会福祉協議会、ボランティア団体など各種福祉団体の充実・強化と活動拠点の整備を図ります。

行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるよう、環境づくりを推進します。